

## 染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項自主基準

### 別記1 酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤の外箱（個装箱）等の注意事項

#### ◎正面部分（注1）

##### 一般用製品

- ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。
- ヘアカラーはアレルギー反応をおこすことがあります。
- 皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を毎回必ず行ってください。

##### 業務用製品

- お客様にヘアカラーのリスクと皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の必要性をご説明ください。
- ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
- かぶれを繰り返すと【重篤化する又は症状が重くなる】ことがあります。（注2）

#### ◎正面以外の部分

##### 一般用製品

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注3）
- 次の方は使用しないでください。
  - ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
  - ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方
  - ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注4）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
  - ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方
  - ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）（注4）
- 薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。
- 高温や直射日光を避けて保管してください。（注5）

##### 業務用製品

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注3）
- 本品は業務用です。（注6）
- ヘアカラーはまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。（注7）
- 次の方には使用しないでください。＊
  - ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
  - ・今までに染毛中または直後に気分の悪になったことのある方
  - ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注4）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

- ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方
  - ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）（注4）
- ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の48時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。
- ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。\*
- 薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。\*
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。\*
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。\*
- 高温や直射日光を避けて保管してください。\*（注5）

## ◎注記

- (注1) 外箱（個装箱）等の正面部分の表示については、下記に注意すること。
- イ) 外箱（個装箱）等の正面とは、製品を店頭に陳列した際、消費者が一番目に付く製品面若しくはパンフレット等に記載されている一番目立つ製品面を指す。
- ロ) 表示する注意事項は一ヵ所にまとめる。
- ハ) 活字の大きさは7ポイント以上とする。ただし、7ポイント以上の活字を使用することが困難であると認められる合理的な理由がある場合は、4.5ポイント以上の活字を使用することができる。「合理的な」とは、例えば小型容器等（例：粉末1剤式）の表示可能面積に限りがあるものである。
- 二) 「下線」や「色替え」等による部分的強調は行わない。
- ホ) 一般用製品においては、印刷可能範囲の最上部にかかる位置に表示し、表示面積は印刷可能範囲の十分の一以上とする。また、表示する注意事項の背景は単一色とする。
- (注2) 【重篤化する又は症状が重くなる】については、必ずどちらかを選択すること。
- (注3) 注意事項「ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。」については、活字の種類・大きさ、印刷の色替え、アンダーラインや太字等を使用することで、他の注意事項より特に注意を引くように明瞭に記載すること。
- (注4) 括弧内は各社判断により例示として表示してもよい。
- (注5) 粉末製品等で、湿気を避けて保管する必要のあるものについては、「高温や湿度の高いところ、直射日光をさけて保管してください」等と記載すること。
- (注6) 小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現することができる。
- (注7) 【重い又は重篤な】については、必ずどちらかを選択すること。

## ◎記載上の留意点

- (1) 注意事項の記載にあたっては、活字の種類・大きさ、絵文字（ピクトグラム）の使用、印刷の色替え、アンダーラインや太字使用による強調等について、日本ヘアカラー工業会として統一的な取り決めはしないが、見やすい場所に他の説明等と区別して注意を引くように明瞭に記載すること。ただし、各事項に番号付けを行わないこと。

- (2) 一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を正面以外の部分に表示する注意事項につけること。
- (3) 非酸化染毛剤にあっては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とする。
- (4) 読みやすくする工夫として、一部の字句を漢字、ひらがなあるいはカタカナに替えることは差し支えない。例えば、以下のようなものである。
  - 「ください」と「下さい」
  - 「等」と「など」
  - 「おこす」と「起こす」記載上の整合性をとるために、一部の文言を同趣旨の別の文言に変更することは差し支えない。例えば、以下のようなものである。
  - 「染毛」と「使用」
  - 「薬液」と「薬剤」
  - 「本品」と「実際の製品名」
  - 「ご使用の際」と「ご使用の前」
- (5) 正面以外の部分に表示する注意事項は一ヵ所にまとめること。ただし、表示可能面積が著しく少なく、一ヵ所にまとめて表示することが困難な製品にあっては、正面以外の他の部分に分けて表示しても差し支えない。
- (6) 業務用製品に限っては、表示可能面積が少ないことを考慮し、※印を付記した注意事項については記載を省略することができる。
- (7) 本自主基準で定められた事項以外に製品の特性や使用形態により各企業が表示すべきと判断した注意事項は区別して表示すること。

## **別記2 脱色剤・脱染剤、酸化剤ならびに酸化助剤の外箱（個装箱）等の注意事項**

### **◎脱色剤・脱染剤**

#### **一般用製品**

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注1）
- 次の方は使用しないでください。
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注2）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- 薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。
- 高温や直射日光を避けて保管してください。（注3）

#### **業務用製品**

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注1）
- 本品は業務用です。（注4）
- 次の方には使用しないでください。※
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注2）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。※
- 薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。※
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。※
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。※
- 高温や直射日光を避けて保管してください。※（注3）

### **◎過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤**

#### **一般用製品**

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注1）
- 過硫酸塩配合
- 次の方は使用しないでください。
  - ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方
  - ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注2）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- 薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。
- 高温や直射日光を避けて保管してください。（注3）

#### **業務用製品**

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。（注1）
- 過硫酸塩配合

○本品は業務用です。(注4)

○次の方には使用しないでください。\*

- ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方
- ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方(病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等)(注2)
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。\*

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにしてください。\*

○眉毛、まつ毛には使用しないでください。\*

○幼小児の手の届かないところに保管してください。\*

○高温や直射日光を避けて保管してください。\*(注3)

## ◎単独で販売される酸化剤(第2剤)

### 一般用製品

○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないでください。(注5)

○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使いください。(注5)

○眉毛、まつ毛には使用しないでください。

○幼小児の手の届かないところに保管してください。

○高温や直射日光を避けて保管してください。(注3)

### 業務用製品

○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないでください。(注5)

○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使いください。(注5)

○本品は業務用です。(注4)

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。\*

○眉毛、まつ毛には使用しないでください。\*

○幼小児の手の届かないところに保管してください。

○高温や直射日光を避けて保管してください。(注3)

## ◎単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤

### 業務用製品

○過硫酸塩配合

○本品は業務用です。(注4)

○次の方には使用しないでください。\*

- ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方

- ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
  - ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（注2）
  - ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- 脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤と混合して使用する酸化助剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないでください。（注5）
- 必ず混合する脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使いください。（注5）
- ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。※
- 眉毛、まつ毛には使用しないでください。※
- 幼小児の手の届かないところに保管してください。
- 高温や直射日光を避けて保管してください。（注3）

## ◎注記

- (注1) 注意事項「ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。」については、活字の種類・大きさ、印刷の色替え、アンダーラインや太字等を使用することで、他の注意事項より特に注意を引くように明瞭に記載すること。
- (注2) 括弧内は各社判断により例示として表示してもよい。
- (注3) 粉末製品等で、湿気を避けて保管する必要のあるものについては、「高温や湿度の高いところ、直射日光をさけて保管してください」等と記載すること。
- (注4) 小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現することができる。
- (注5) 「酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤」および「脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤」の部分は承認内容にしたがって記載すること。

## ◎記載上の留意点

- (1) 注意事項の記載にあたっては、活字の種類・大きさ、絵文字（ピクトグラム）の使用、印刷の色替え、アンダーラインや太字使用による強調等について、日本ヘアカラー工業会として統一的な取り決めはしないが、見やすい場所に他の説明等と区別して注意を引くように明瞭に記載すること。ただし、各事項に番号付けを行わないこと。
- (2) 一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を正面以外の部分に表示する注意事項につけること。
- (3) 読みやすくする工夫として、一部の字句を漢字、ひらがなあるいはカタカナに替えることは差し支えない。例えば、以下のようなものである。  
 「ください」と「下さい」  
 「等」と「など」  
 記載上の整合性をとるために、一部の文言を同趣旨の別の文言に変更することは差し支えない。例えば、以下のようなものである。  
 「薬液」と「薬剤」  
 「脱色剤・脱染剤」と「ヘアブリーチ」あるいは「実際の製品名」  
 「本品」と「実際の製品名」

「ご使用の際」と「ご使用の前」

- (4) 表示する注意事項は一ヵ所にまとめること。ただし、表示可能面積が著しく少なく、一ヵ所にまとめて表示することが困難な製品にあっては、他の部分に分けて表示しても差し支えない。
- (5) 業務用製品に限っては、表示可能面積が少ないと考慮し、※印を付記した注意事項については記載を省略することができる。
- (6) 本自主基準で定められた事項以外に製品の特性や使用形態により各企業が表示すべきと判断した注意事項は区別して表示すること。